

那珂市いのちを支える 自殺対策計画(案)

～誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現を目指して～

令和 年 月

茨城県 那珂市

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の期間 2

第2章 那珂市の自殺の現状

- 1 市の現状 3

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

- 1 計画の基本的な考え方 9
 - (1) 計画の基本理念 9
 - (2) 計画の基本認識 9
 - (3) 計画の基本方針 10
 - (4) 計画の体系 11
 - (5) 計画の数値目標 11
- 2 基本施策 12
 - (1) 住民への啓発と周知 12
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成 13
 - (3) 地域における連携の強化 14
 - (4) 生きることの促進要因への支援 15
 - (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育 17
- 3 重点施策 18
 - (1) 子ども・若者への対策 18
 - (2) 勤務・経営への対策 19
 - (3) 高齢者への対策 20
 - (4) 生活困窮者への対策 22

第4章 計画の評価

- 1 計画の目標数値及び評価指標 23

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 24
- 2 計画の進捗管理 25

第1章 計画の概要

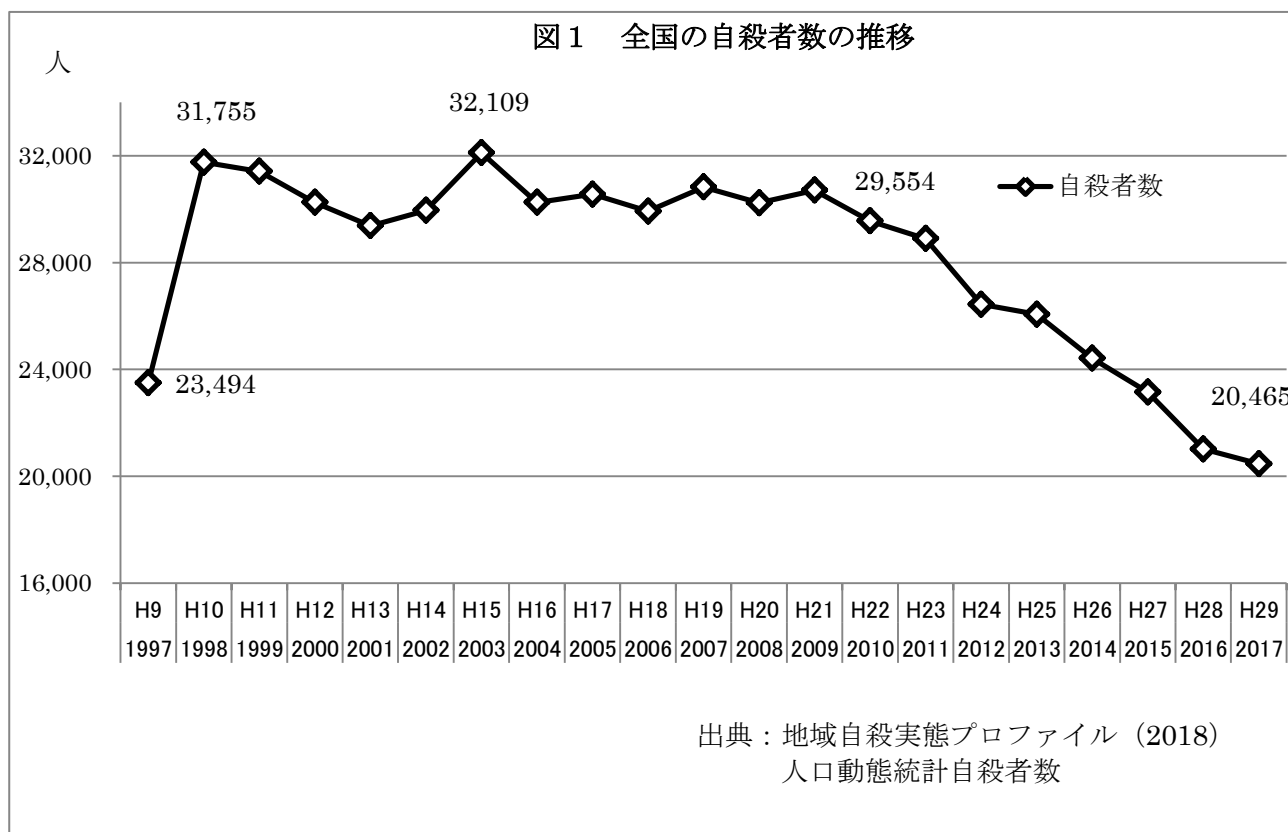
1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人を超える深刻な状態です。このため、国は、平成18年10月に自殺対策基本法を施行し、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策に対する国、地方公共団体、事業主、国民それぞれの責務を明らかにしています。また、自殺対策の総合的な推進に向けて、内閣府に「自殺総合対策会議」を設置し、平成19年に自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を示し、平成24年にその大綱の見直しを行なっています。

これら法整備等により、地方公共団体等でこころの健康づくり他、様々な施策が取り組まれたことや社会経済状況の変化から、平成22年以降は、自殺者数が減少しています。しかしながら、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率※」という）は、世界の主要先進7か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えるという非常事態が続いています。

そのため、国は、平成28年4月に自殺対策基本法を改正し、同法の第13条において、各都道府県及び市町村は自殺対策総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされています。さらに、平成29年7月には新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、具体的な取組の方向性が示されています。

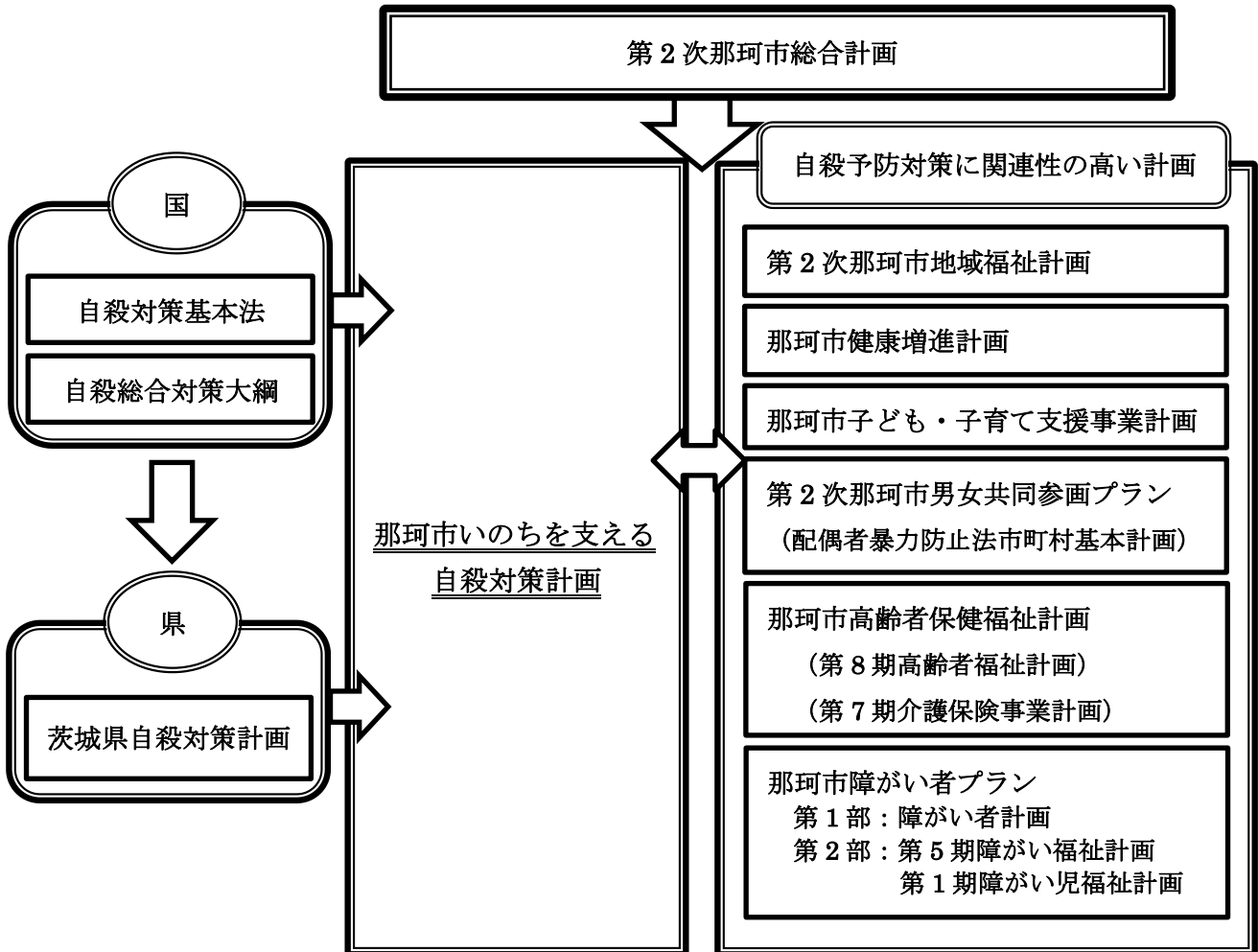
那珂市では、これらの動向を踏まえ、自殺予防を総合的に推進するための計画として那珂市のいのちを支える自殺対策計画を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を目指します。



※自殺死亡率とは、年間の人口10万人当たりの自殺者数です。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、那珂市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。また、「第2次那珂市総合計画」の第3章施策6に掲げる「健康で生きがいを持って暮らせる保健体制の充実を図る」を実現するための部門別計画として位置づけられ、「那珂市地域福祉計画」及び「那珂市健康増進計画」等の健康・福祉に関する計画や、自殺総合対策大綱及び茨城県自殺対策計画との整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4か年とし、目標年度を令和5年度とします。

また、関連計画である「那珂市健康増進計画」における「休養・こころの健康」に関する取組について、本計画と連携を図り推進するものとします。なお、法制度等の改正があった場合には、見直しを行い、柔軟に対応します。

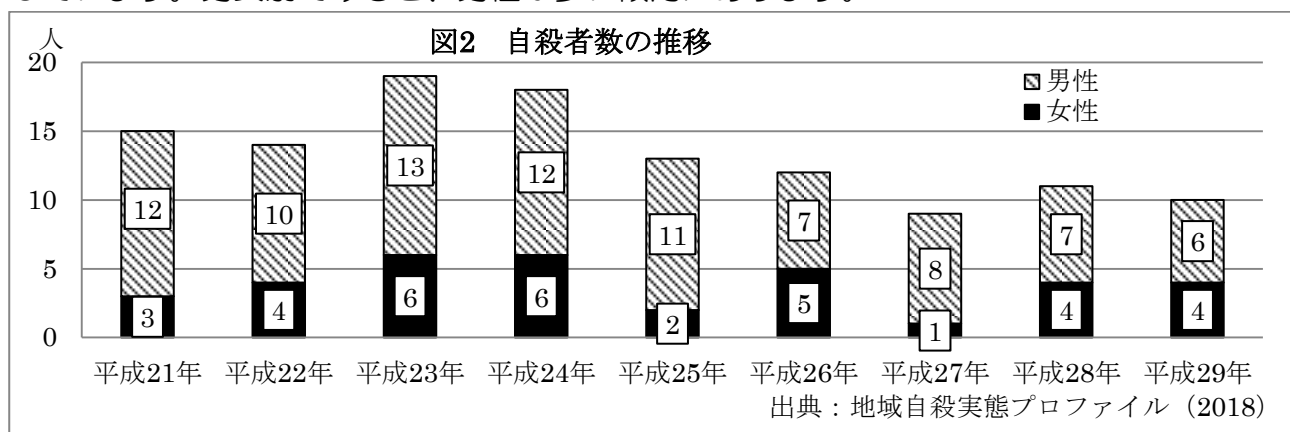
第2章 那珂市の自殺の現状

本市の自殺の統計は、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」と自殺総合対策推進センターが自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル（2018）」に基づいています。

1 市の現状

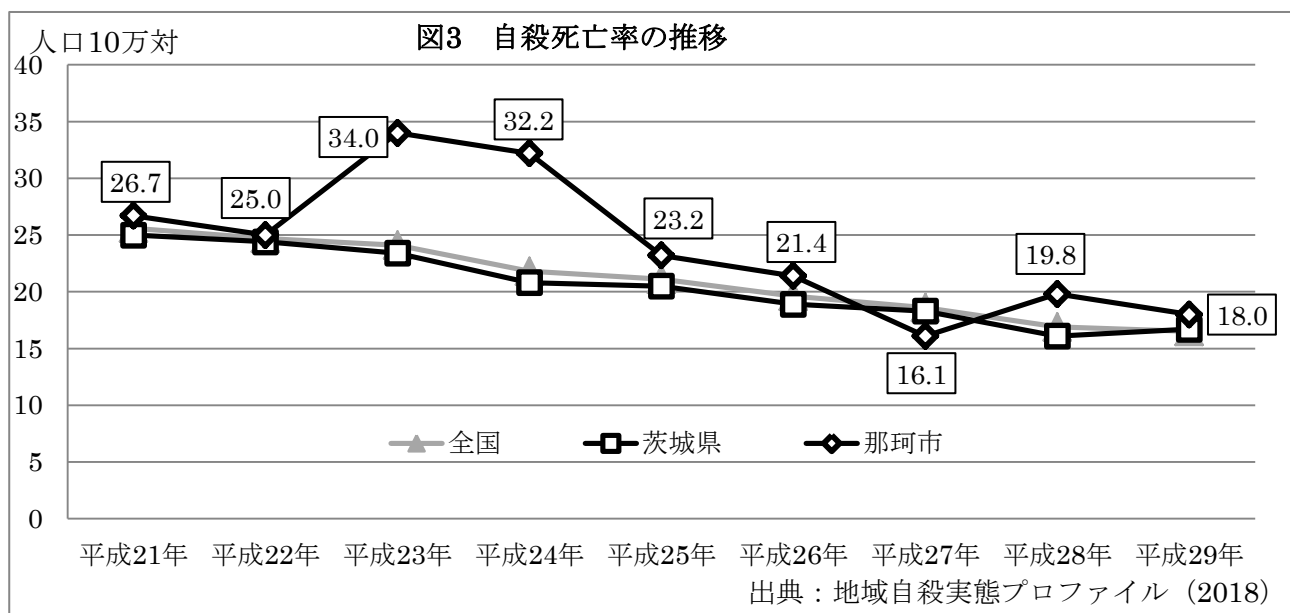
(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、平成23年をピークに平成24年以降減少し、その後横ばいで推移しています。男女別でみると、男性が多い傾向にあります。



(2) 自殺死亡率の推移

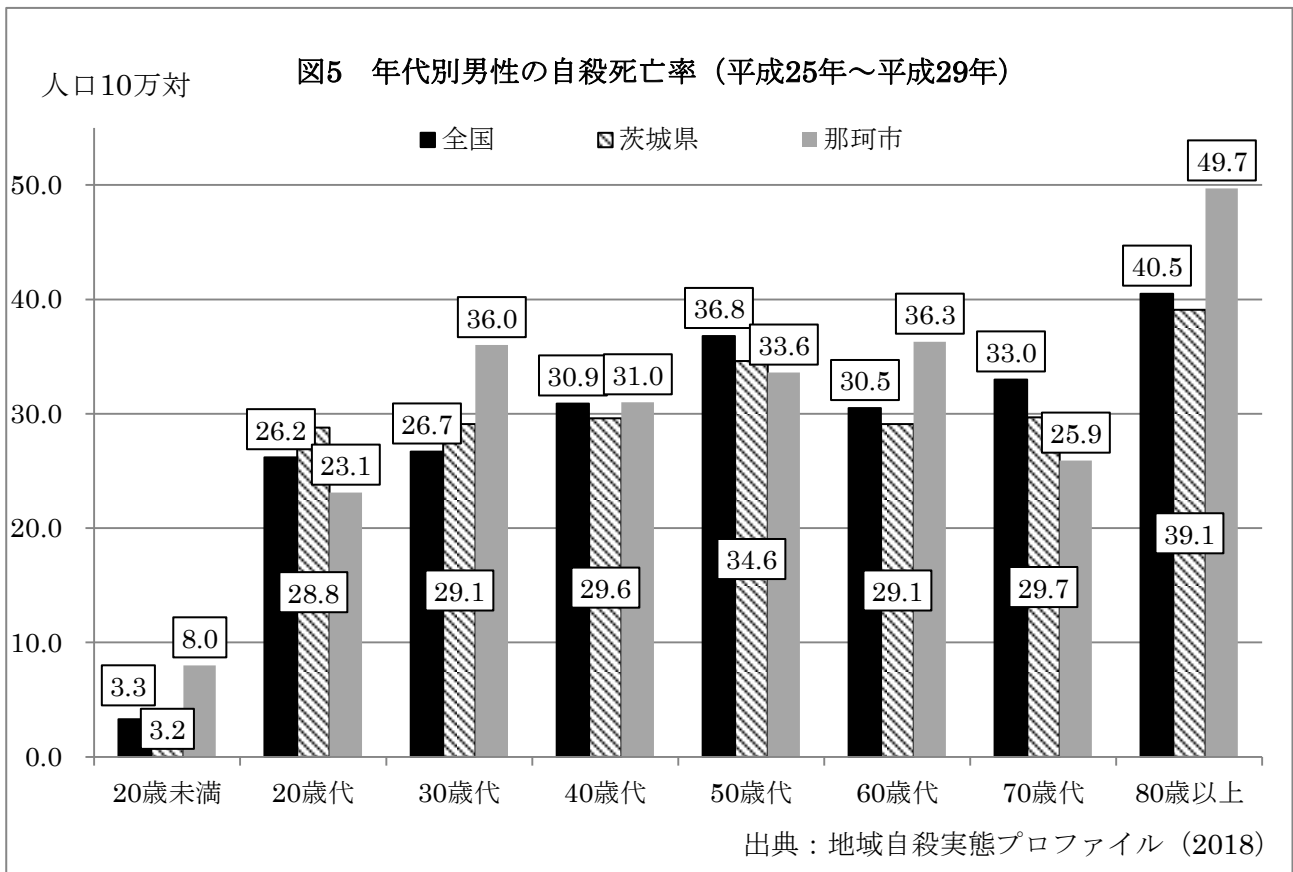
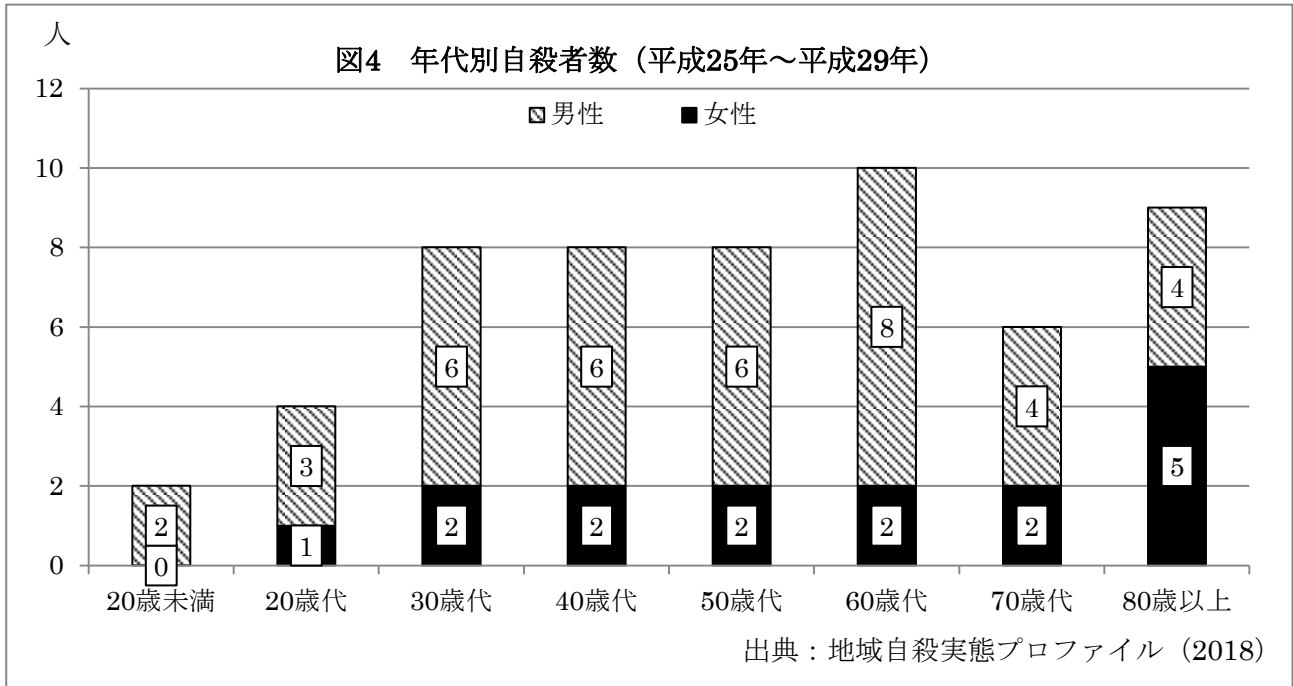
本市の自殺死亡率は、平成23年の34.0をピークに平成27年まで減少が続いていましたが、平成28年には、増加に転じ、その後横ばいで推移しています。また、全国や茨城県と比べ、高い状況にあります。

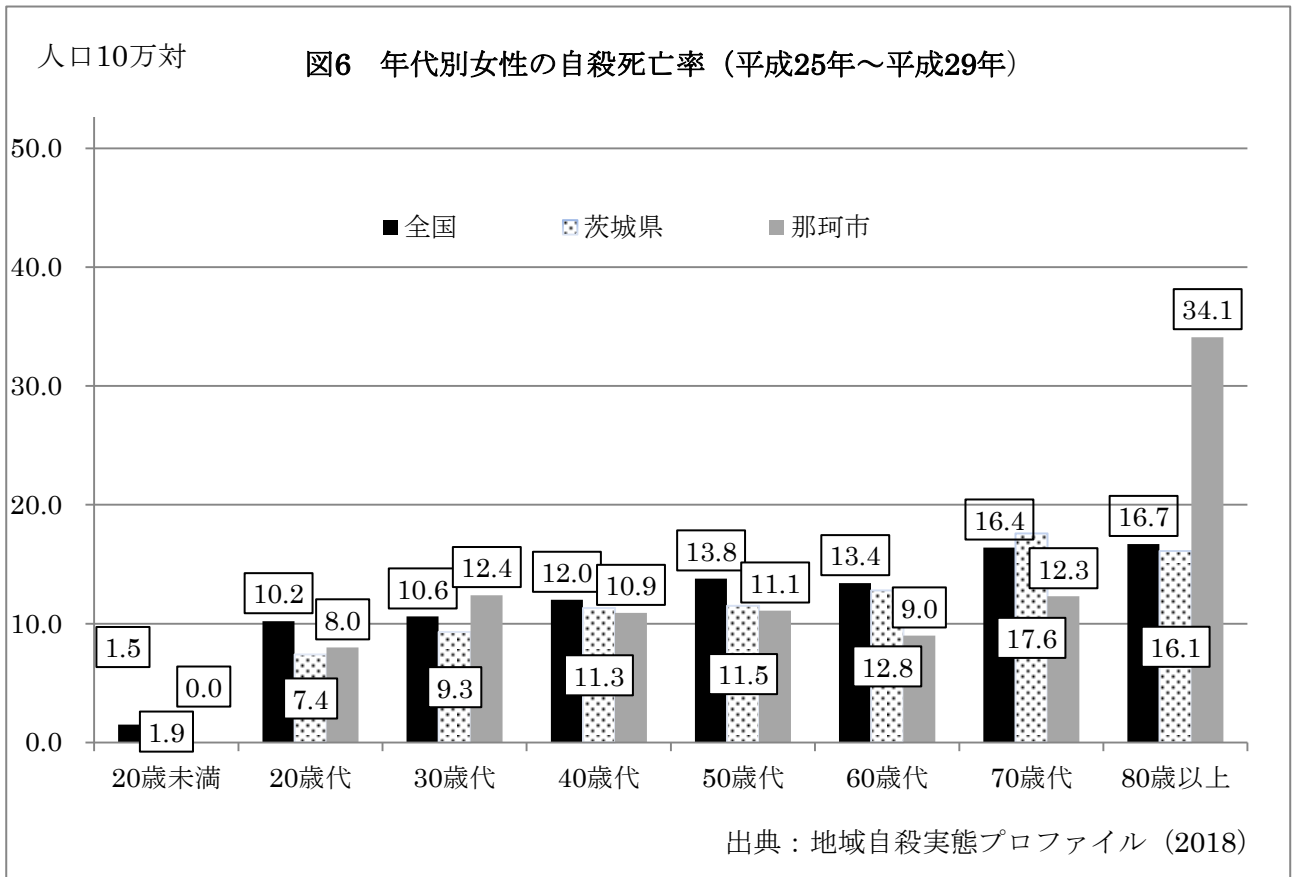


(3) 年代別自殺者数および男女別の自殺死亡率

本市の年代別自殺者数は、60歳代が最も多く、次いで80歳以上、30～50歳代となっています。男性は、60歳代が最も多く、次いで30～50歳代となっています。女性は、80歳以上が最も多くなっています。

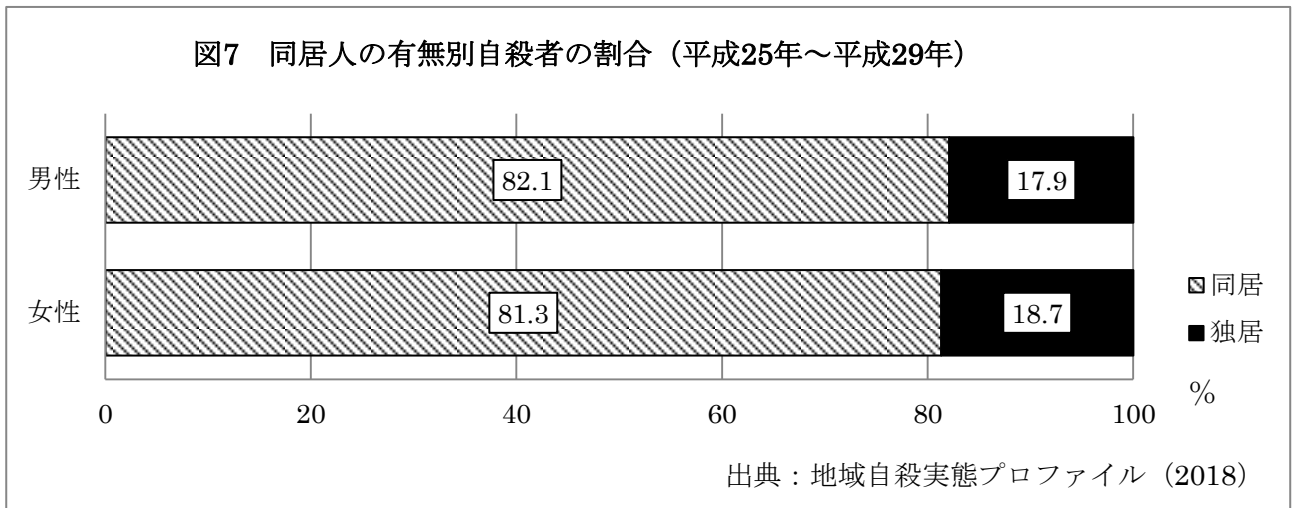
自殺死亡率は、男女ともに30歳代と80歳以上が国や茨城県を上回っています。





（4）同居人の有無別自殺者の割合

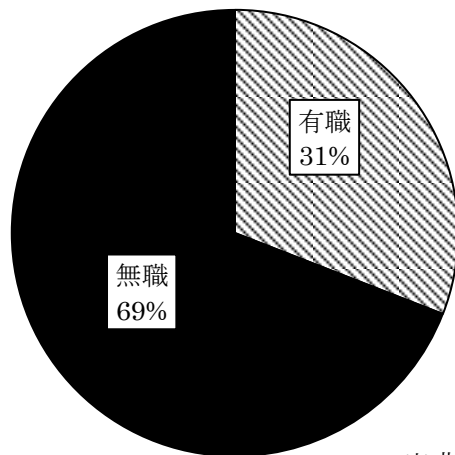
本市の同居人の有無別自殺者の割合は、男女ともに自殺者の約 80%に同居人がいる状況にあります。



(5) 職業の有無別自殺者の割合および職業別割合

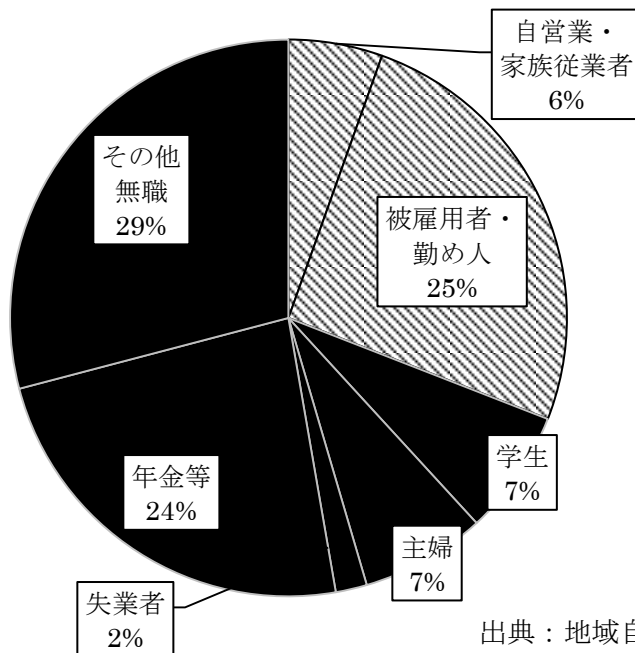
本市の職業有無別自殺者の割合は、有職者が31%、無職者が69%となっており、無職者の割合が多い状況です。次に、職業別自殺者の割合は、有職者で「被雇用者・勤め人」が25%と多く、無職者で「その他無職」が29%、「年金等」が24%と多くなっています。

図8 職業の有無別自殺者の割合（平成25年～平成29年）



出典：地域自殺実態プロファイル（2018）

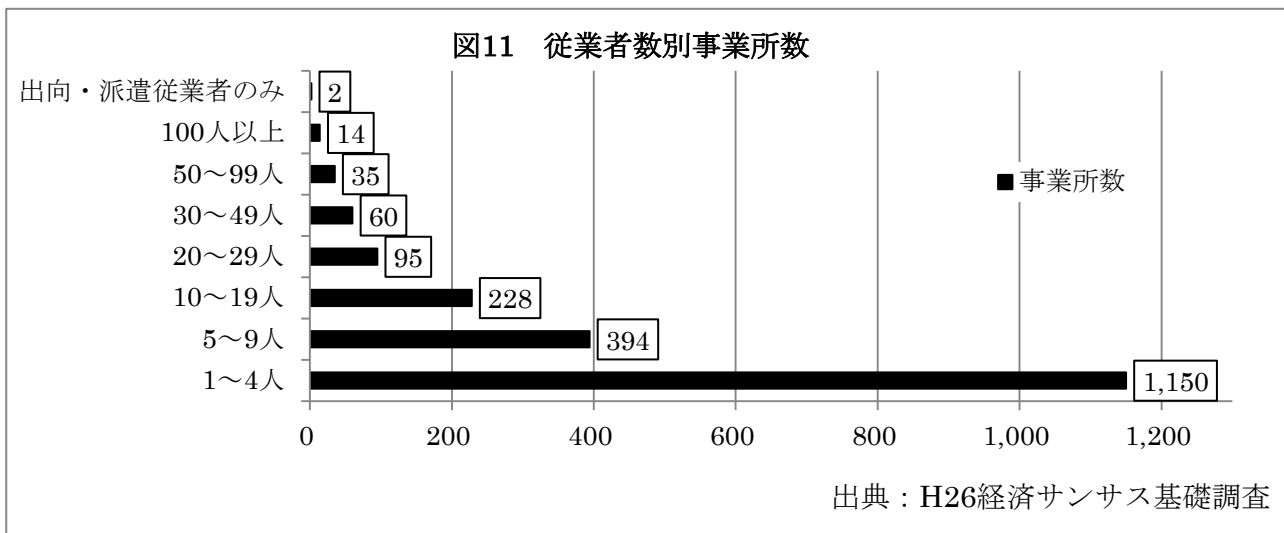
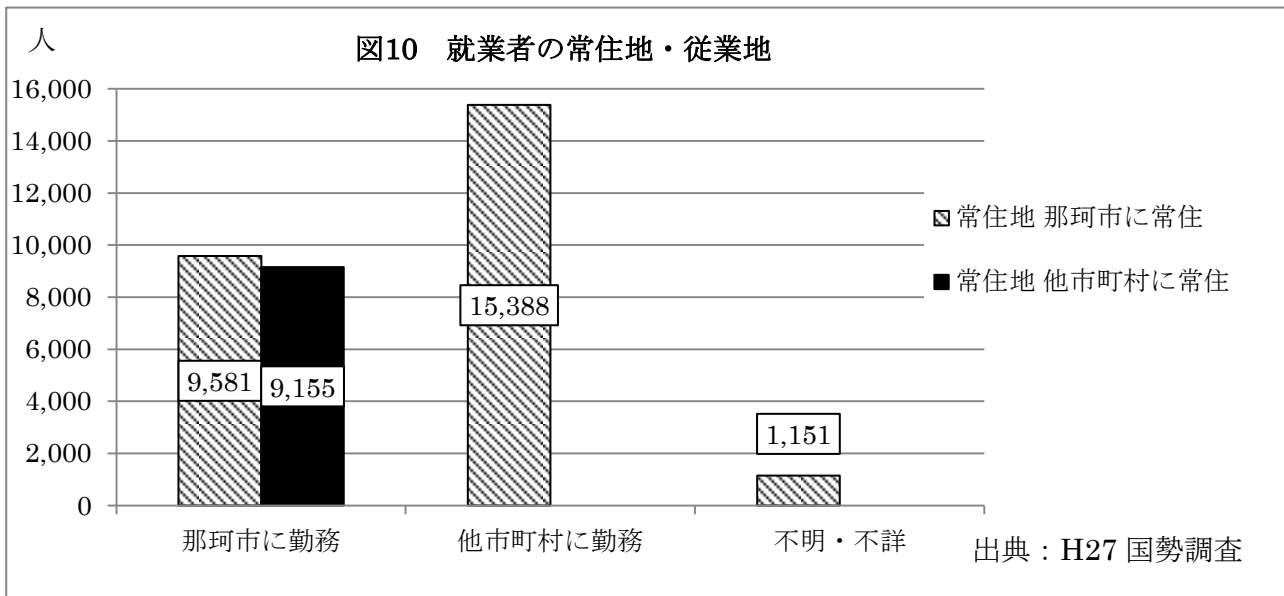
図9 職業別自殺者の割合（平成25年～平成29年）



出典：地域自殺実態プロファイル（2018）

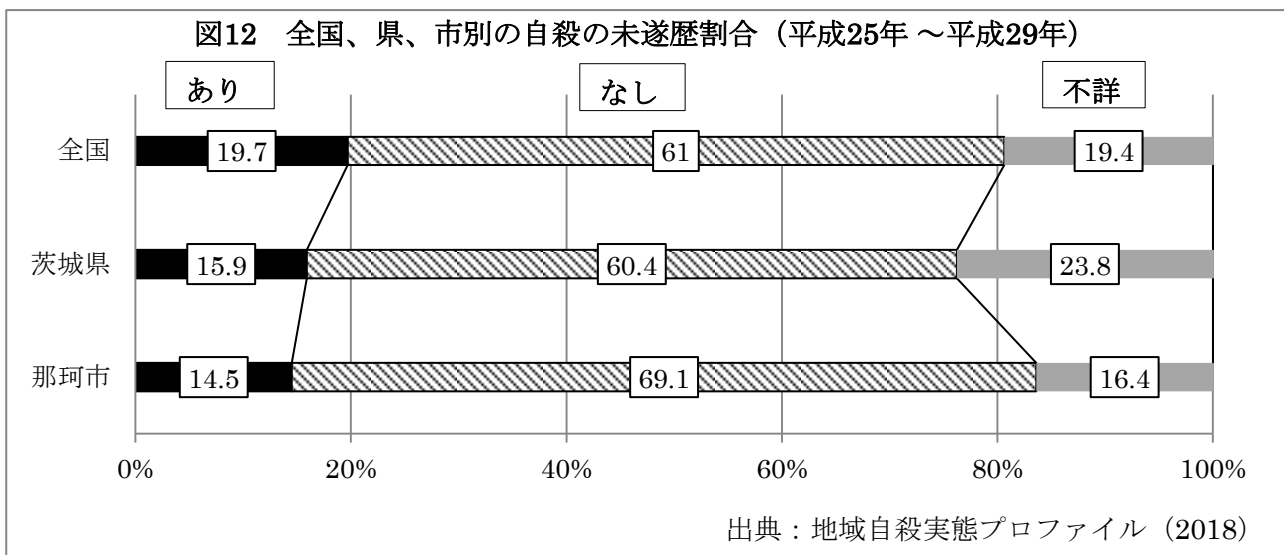
(6) 地域の就業者の常住地・従業地及び従業者数別事業所数

本市に常住している就業者数の過半数は、市外で就業しています。また、本市内の全事業所数の約97%が従業者数50人以下の事業所となっています。



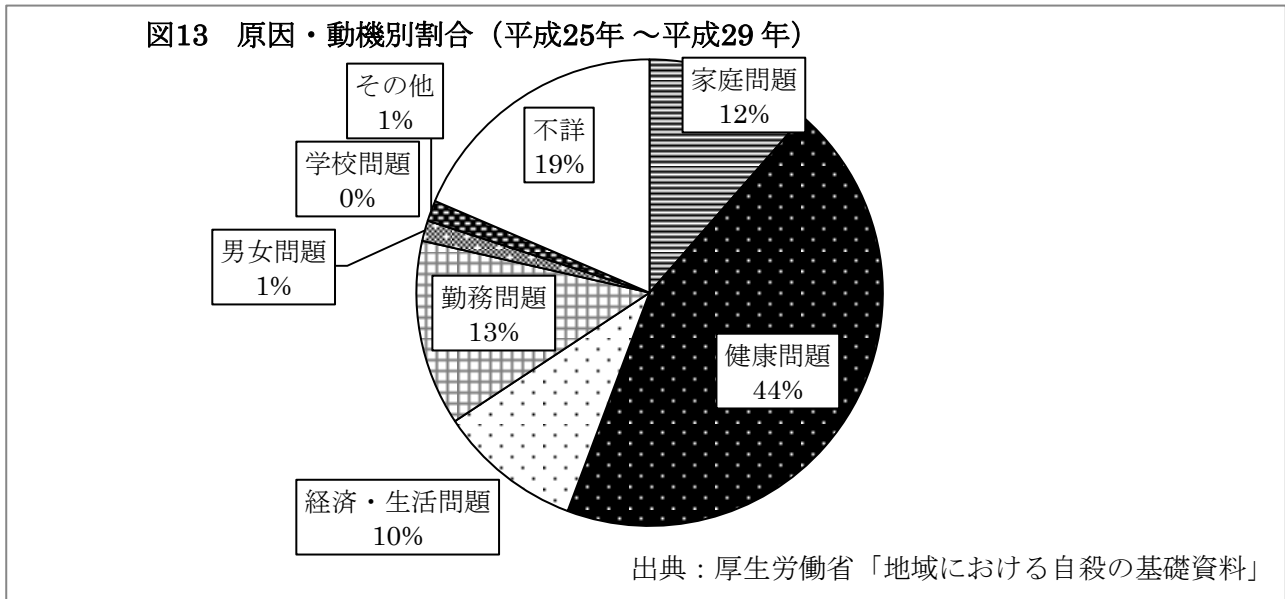
(7) 自殺の未遂歴別の状況

本市の自殺未遂歴を有する者の数は、全国や茨城県と比べて低い割合にあります。



(8) 自殺の原因・動機別割合

本市の自殺の原因・動機別割合は、「健康問題」が 44%、次いで「勤務問題」「家庭問題」「経済・生活問題」と続いています。



(9) 自殺者の特徴

自殺総合対策推進センターによる地域自殺実態プロフィールでは、本市における自殺の特徴について、性・年齢等の特性と、背景にある主な自殺の危機経路事例を明らかにしています。

表 1 本市の主な自殺の特徴（平成 25 年～平成 29 年）

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路※2
1位:男性 60歳以上無職同居	10	18.2%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ) +身体疾患→自殺
2位:女性 60歳以上無職同居	7	12.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 40~59歳有職同居	6	10.9%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位:男性 40~59歳無職同居	4	7.3%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ 状態→自殺
5位:男性 60歳以上有職同居	4	7.3%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコ ール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ →うつ状態→自殺

出典：地域自殺実態プロフィール（2018）

※1 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※2 背景にある主な自殺の危機経路は、「自殺実態白書 2013（NPO法人ライフリンク）」を参考とした。

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 計画の基本的な考え方

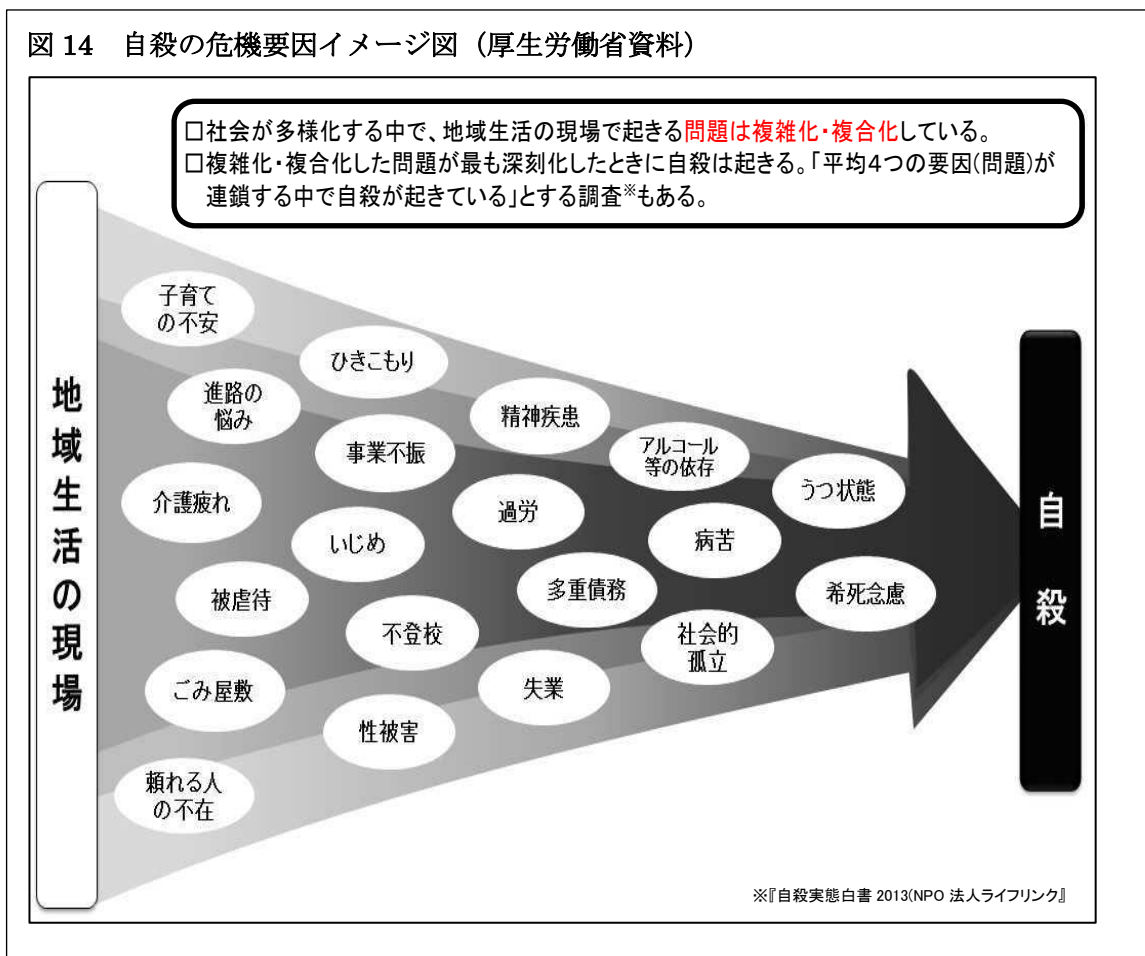
(1) 計画の基本理念

本市では、自殺総合対策大綱に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない那珂市の実現」を目指すため、いのちを支える自殺対策を総合的に推進します。

(2) 計画の基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。
- ・年間自殺者数は、減少傾向にあるが、更なる取組が必要です。
- ・地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進します。

図14 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



(3) 計画の基本方針

国が示した新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本市では、次の基本方針に基づき、関連する機関や団体と連携しながら自殺対策を推進します。

基本方針1 実践と啓発を両輪として推進します

- ・自殺は、「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成します。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

- ・自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進します。

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるように広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

基本方針2 関連施策との連携を強化した総合的な取組を推進します

- ・様々な分野の生きる支援との連携を強化します。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

基本方針3 生きることの包括的な支援として取組を推進します

- ・社会全体の自殺リスクを低下させます。

自殺の多くは、追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題があるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺のリスクを低下させます。

- ・生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やします。

自殺対策は、生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立等）を減らす取組に加えて、生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やす取組を行います。

基本方針4 対応の段階に応じてレベルごとに対策を効果的に連動させます

- ・対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させます。

自殺対策は、3つのレベル（個々人の問題解決に取り組む相談を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関による実務連携等の「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」）に分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進することが重要です。

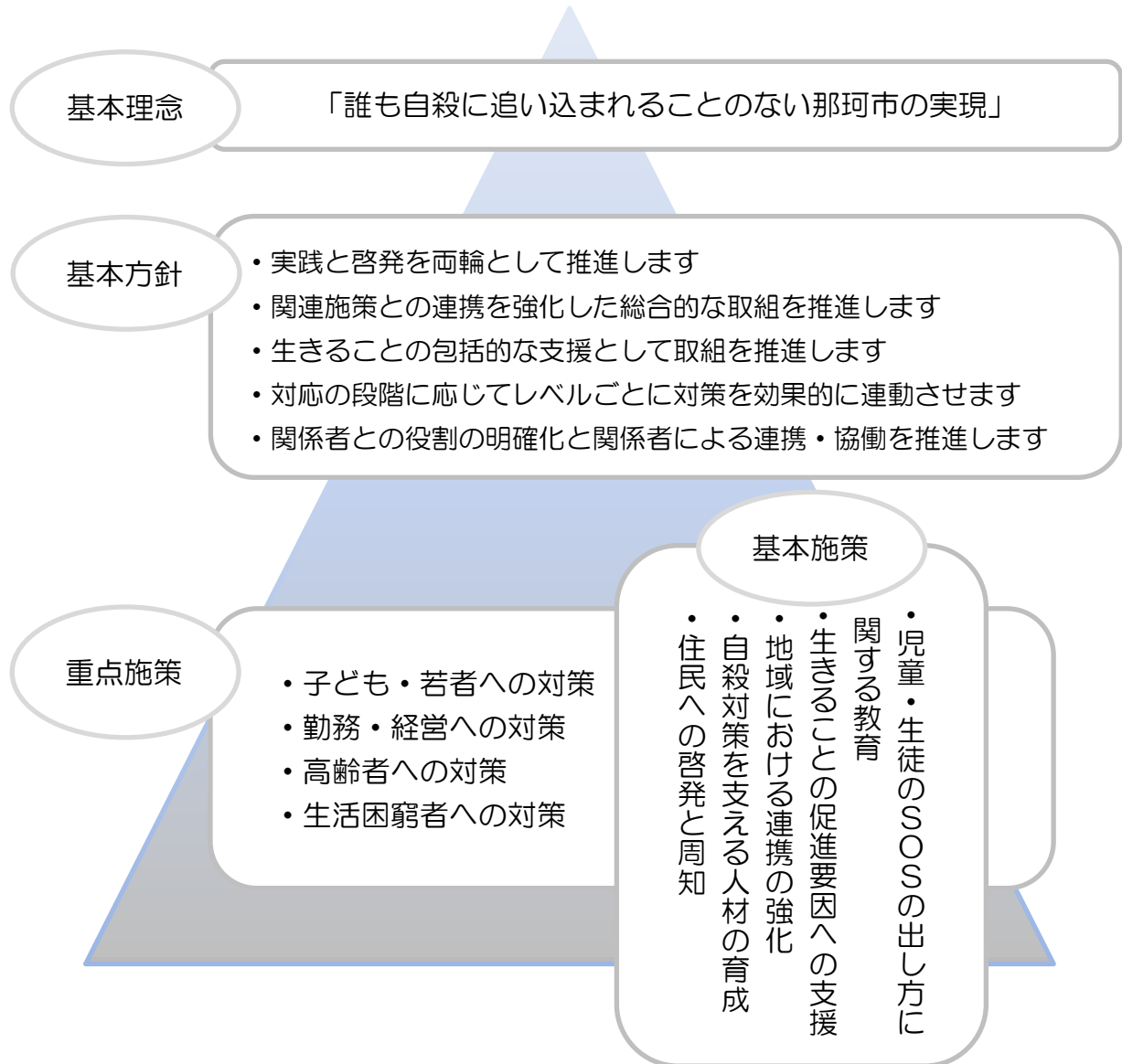
基本方針5 関係者との役割の明確化と関係者による連携・協働を推進します

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、関係者各々が自殺対策で果たすべき役割を明確化・共有化し、相互の連携・協働の仕組みを構築するとともに、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

(4) 計画の体系

本市の自殺対策は、基本理念を目指すために、基本方針とすべての市町村が共通で取り組むべき「基本施策」、本市の実態を踏まえた「重点施策」という3つで構成されています。

体系図



(5) 計画の数値目標

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、国は、自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを当面の目標と定めています。

本市において、令和5年までに自殺死亡率を平成28年の19.8と比べて20%以上減少させ、15.0以下を目指します。

2 基本施策

(1) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくく、誰かに援助を求めることが適切であるということが共通認識となるように普及啓発を行っていきます。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家に繋ぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるように啓発します。

ア 自殺予防等に関する啓発と周知

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
自殺予防に関する啓発	自殺予防に対する正しい理解やうつ病を含む精神疾患に関するチラシやポスター等を庁舎や市内施設へ設置することで啓発を図ります。	健康推進課
児童虐待防止推進月間の啓発	児童虐待の通報先や子育てに関する相談窓口について、広報紙への掲載やポスターの掲示を行うことで啓発を図ります。	こども課 家庭児童相談室
自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、相談窓口案内のチラシを配布し、ポスターを設置します。また、ホームページやSNS等の情報発信ツールを活用し、啓発を図ります。	健康推進課
相談窓口一覧リーフレットの作成・配布	相談窓口一覧リーフレットを作成し、様々な相談窓口やゲートキーパー等に配布するほか、全戸配布します。	健康推進課
DV※等の防止に関する啓発	DV等の防止に関するポスターや相談窓口を周知するためのチラシ等を庁舎や市内施設へ設置し、市のイベントの機会にチラシ等を配布することで周知を図ります。また、「女性に対する暴力をなくす運動」を周知するため、広報紙等に啓発記事を掲載します。	市民協働課
虐待防止に関する啓発	児童、障がい者、高齢者への虐待防止に関して、広報紙への掲載やイベント等で周知を図ります。	こども課 社会福祉課 介護長寿課 社会福祉協議会
犯罪被害者の相談及び周知	犯罪被害者やご家族の精神的又は経済的な支援や援助について、県の窓口を紹介したり、関係各機関と連携して対応します。また、相談窓口のパンフレットやチラシを配布し、周知を図ります。	防災課
ひきこもり相談に関する周知	茨城県ひきこもり相談支援センターや保健所からのひきこもり相談に関するリーフレットの配布や市広報紙による周知を図ります。	健康推進課

※DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある（過去に親密であった関係も含まれる。）にある男女間における、身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力等のことをいいます。

イ 市民向け講演会等の開催

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
こころの健康づくり講演会の開催	自殺予防、うつ病等の精神疾患や依存症について正しい知識の理解を深めるため、様々なテーマの講演会を開催します。また、自殺の危険を示すサインや対応方法について学ぶ機会を提供します。	健康推進課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関に繋ぐ役割を担う人材を確保するために人材の育成を推進します。

ア 市民を対象とする研修の実施

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
ゲートキーパー養成講座の開催	身近な相談相手である民生委員・児童委員等を対象に、困っているかたや悩みを抱えたかたに気づき、速やかに相談窓口等へ繋ぐことができるように研修会を実施します。	健康推進課

イ 職員を対象とする研修の実施

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
ゲートキーパー養成講座の開催	市職員を対象に自殺や精神疾患について、正しく理解し、窓口等で生活に関して問題を抱えているかたや困っているかたに気づき、声を掛け、速やかに関係機関へ繋ぐことができるように研修会を実施します。	総務課 健康推進課

(3) 地域における連携の強化

自殺の要因となる様々な問題のうち、解決可能な問題の支援をするためにも、医療、教育、産業、福祉、行政の関係機関との情報共有や連携強化が必要です。そのため関係機関や行政が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合える連携体制を推進します。

ア 地域における会議等の連携

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
那珂市いのちを支える自殺対策推進本部の設置	庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策計画を総合的に推進するため、会議を開催します。	健康推進課
那珂市いのちを支える自殺対策協議会の設置	自殺対策計画の策定及び推進の情報提供や助言をするため、協議会を開催します。	健康推進課

イ 医療・保健・福祉関係機関の連携

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
妊産婦に関する早期支援	要支援妊産婦に対して、産科医療機関や精神科医療機関と情報共有及び支援について調整を行うため、必要に応じて会議を開催します。特に、妊産婦についてはエジンバラ産後うつ病質問票※を使用し、要支援妊産婦の早期支援に努めます。	医療機関 健康推進課 こども課 関連団体
ケース検討会	精神科に通院しているかたを支援するため、必要に応じて、関係機関で情報共有を図るための会議を開催します。	医療機関 健康推進課 社会福祉課 関連団体

※エジンバラ産後うつ病質問票とは、産後うつ病をスクリーニングする自己記入式質問票です。

項目は 10 項目で、合計 30 点満点中 9 点以上をうつ病としてスクリーニングします。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが重要です。そのために、「生きることの促進要因への支援」という観点から、相談窓口の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援、居場所づくりに関する対策を推進します。

ア 相談窓口等の充実

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
こころの相談、精神保健福祉相談	さまざまな悩み（眠れない、イライラする、怠い、ひきこもっている）や精神疾患等に関して、専門医等に相談することで、適切な医療機関へ繋ぎ、社会資源の利用を促します。	健康推進課
各種健康等に関する相談	健康や栄養相談で健康や疾患についての相談支援を行い、状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へ繋ぎます。	健康推進課
乳幼児に関する保健相談、家庭訪問	乳児相談や幼児健診において、こころの悩みを抱えた保護者に対し、関係機関と連携し、相談支援を行います。また、生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、保健師・助産師が訪問し、相談支援を行います。	健康推進課
総合相談窓口	日常における様々な相談に応じ、市の関係課や関係機関の連携を調整し、利用できるサービスを必要なかたへ提供し、困りごとを解決できるように支援します。さらに、必要に応じて関係機関で集まり、情報共有や役割分担するための支援会議を開催します。	社会福祉課 社会福祉協議会
家庭児童相談	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上のため、家庭児童相談員による専門的な相談業務を行います。	こども課 家庭児童相談室
育児講座の開催	子どもとのより良い関わりかたを学びながら、日常の子育ての不安を解消するための講義を行います。	こども課 家庭児童相談室 地域子育て支援センター
育児や発達相談	発達に遅れがある、またはその疑いのある未就学児の相談（電話相談は18歳未満まで）を受け、必要な療育等の支援を行います。	こども課 こども発達相談センター
DV等の相談およびケース対応	DV等に関する相談について関係機関と連携して対応し、被害者を支援します。	市民協働課 社会福祉課 介護長寿課 こども課
障がい者への虐待防止の対応	障がい者に対する虐待の対応を行うなかで、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関へ繋ぎます。	社会福祉課 社会福祉協議会
無料法律相談	市の無料法律相談を定期的で開催します。また、必要に応じて茨城県の無料法律相談や法テラス等を紹介します。	市民相談室
地域包括支援センターでの各種相談	地域包括支援センターにおいて、介護者への総合相談を実施します。	介護長寿課 地域包括支援センター

イ 自殺未遂者等への支援

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関 や団体
救急搬送時における 関係部署との連携	自殺未遂者等については、救急医療機関や警察、消防、庁内関係部署、保健所等との緊密な連携体制の下で、情報交換を行い、実施可能な取組について検討します。	消防本部 庁内関係部署 那珂警察署 保健所
相談窓口の情報提供	自殺未遂者やその家族へ相談窓口の情報提供を行います。	健康推進課 消防本部 庁内関係部署

ウ 遺された人への支援

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関 や団体
相談窓口の情報提供	県内の自死遺族自助グループ等の周知に努めるとともに、相談窓口の情報提供を行います。	健康推進課

エ 居場所づくりや交通手段の提供

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関 や団体
地域子育て支援センター	未就学児とその保護者を対象に子育て・孫育ての支援拠点として、親子のふれあいや情報交換、交流のできる場を提供します。また、各種講座での育児に係る情報提供のほか、随時育児相談を行います。	こども課 地域子育て支援センター
ひまわり教室	不登校、不適應児童生徒への学習環境を提供します。	学校教育課 教育支援センター
地域活動支援センター	障がい者の社会への参加の促進を図ります。また、利用者の状況把握に努め、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン	高齢者が身近な場所に集まり、仲間づくりやいきがい活動のできる居場所を提供し、健康づくり、社会参加や閉じこもり防止を図ります。	社会福祉協議会
外出支援	外出意欲の向上や行きたい場所づくりのため、ひまわりタクシーを中心とした公共交通等の移動手段を周知し、利用の促進を図ります。	政策企画課
デマンド交通運行事業	要介護 1～5 のかたや障がい者へひまわりタクシー料金割引の周知をし、利用の促進を図ります。	政策企画課
タクシー利用助成事業	在宅で過ごす要介護 1～5 のかたや障がい者へ、タクシーでの通院等のためのタクシー利用券を交付します。	社会福祉課

(5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

学校および家庭や地域との連携により、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進します。

ア SOSの出し方に関する教育の実施

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関 や団体
人権教室の開催	那珂市人権擁護委員会による、市内小中学校（3・4・7年生）への人権教室を実施します。その際に「こどもの人権110番」の電話番号が記載されたグッズを配布し、困った時のSOSの出し方について伝えます。	市民相談室
命に関する教育	教育活動全体を通じて、学校の実態に応じ、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てます。	学校教育課 小中学校

3 重点施策

(1) 子ども・若者への対策

子どもや若者の自殺の要因は、いじめによる不登校、ひきこもり、学校や就職の進路の悩み等様々です。子どもや若者の自殺を予防するためには、問題を抱えた子どもや若者へ早期に対応できる相談窓口や関係機関の連携した体制作りが必要となります。

<課題を抱えやすい子ども・若者への支援>

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
保育所での育児相談	日常の会話・面談等での保護者との関わりのなかで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な機関へ繋がります。	こども課 保育所 家庭児童相談室
要保護児童対策地域協議会	那珂市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係者間のネットワークを構築しながら、個別ケースの検討を行い、事例に対して情報を共有し、対応を協議します。	こども課 家庭児童相談室 児童相談所
児童虐待に関する相談	児童虐待通告への早期対応に努めるとともに、関係機関との情報共有や継続的な見守り活動を通じて、児童虐待の発生予防に取り組めます。	こども課 家庭児童相談室 児童相談所
ひとり親家庭の相談窓口	関係機関との連携強化により経済負担の軽減や住宅、就労に関する悩み等、生活全般にわたる相談に応じ、関係機関を紹介する等、ひとり親家庭への相談支援を行います。	こども課 家庭児童相談室 職業安定所
教育支援センター	いじめや不登校、ひきこもり等に直面している子どもや家族の悩みを解消するための相談活動や教育支援を行います。	学校教育課 教育支援センター
教育相談	幼児、児童、生徒の諸問題について、本人若しくは保護者、教諭等から相談を受け、事案に適した助言指導を行い、子どものより良い発達や成長を促し、学校生活への復帰、集団生活への適応を目指します。	学校教育課 教育支援センター
心の教室相談員の配置	生徒が悩みを抱え込まないよう相談に乗ったり、気軽な話し相手となったりする心の教室相談員を配置し、生徒が心にゆとりを持てるような環境づくりを目指します。	学校教育課 教育支援センター

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。	学校教育課
那珂市いじめ問題対策連絡協議会の設置	小中学校におけるいじめの防止に活用されるよう、小中学校へ情報提供や助言を行います。	学校教育課
生徒指導に関する学校支援事業	カウンセリングアドバイザー派遣、スクールソーシャルワーカー、いじめ解消サポーターの派遣等の事業を活用し、学校の生徒指導を支援します。	学校教育課
青少年の非行・犯罪防止	青少年相談員の活動に関する研修と資質の向上に努め、青少年の健全育成に寄与することを目的に青少年相談員連絡協議会を設置し、青少年の非行防止を推進するため、街頭での声かけ・相談等の活動を行ないます。	生涯学習課 那珂警察署

(2) 勤務・経営への対策

労働者や経営者等の働き盛りの年代の多くが、心理的、社会的な負担を抱えることがあります。また、過労や失業等によりこころの健康を損ないやすいとされています。そのために、些細なことでも相談できる窓口や労働問題に関する情報の提供が必要となります。様々な分野の人々や関係機関が連携し、問題を抱えた人に包括的な支援の推進を図ります。

<勤務・経営に関する相談及び支援>

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
よろず相談	企業の抱えている悩み（経営、人材、資金等）に対して、各分野の専門家を紹介し、解決への手助けを行います。	商工観光課 市商工会 茨城県中小企業振興公社
労働に関する周知	監督機関からの労働や健康相談に関するリーフレットの掲示や市広報紙による周知を図ります。	商工観光課 労働基準監督署
雇用の促進	就職説明会・面接会の開催や周知、求人情報の提供を行います。	商工観光課 職業安定所
失業に関する支援	失業による雇用保険受給に関する情報の提供を行います。	商工観光課 職業安定所

(3) 高齢者への対策

高齢者の自殺の要因については、慢性疾患による不安や身体機能の低下、身近な人の死に伴う孤立感や介護疲れ等様々です。高齢者の自殺を予防するために、高齢者及び高齢者を支える人への支援を充実し、相談窓口の周知に努めるとともに、地域で孤立せず生きがいを持って生活を送れるよう包括的な支援の推進を図ります。

<高齢者への支援の啓発と連携体制の充実>

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
地域包括支援センターの運営	高齢者の医療・介護・成年後見制度等の相談窓口である地域包括支援センターでは、地域の多職種と連携し、地域のかたが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	介護長寿課 地域包括支援センター 社会福祉課 社会福祉協議会 医療、福祉関係団体
いばらきシニアカード	65歳以上のかたへ配布することにより、高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止に繋がります。	介護長寿課
高齢者等台帳整備	民生委員により、地域のひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者世帯等を把握し、台帳を作成します。それを基に、地域包括支援センターによる実態調査を経て、支援が必要な高齢者の把握を行います。	介護長寿課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
救急医療情報キット	65歳以上のひとり暮らし高齢者・虚弱な高齢者のみの世帯等へ配布し、かかりつけの医療機関、持病の有無、薬の服用内容等、救急時に必要な情報を記載して保管しておき、迅速・正確な救急活動に備えます。	介護長寿課
緊急通報システム	自宅に緊急通報システムを設置し急病や災害時の緊急時に迅速正確に対応します。また、火災報知機と連動させることで火災発生時の通報体制を強化します。	介護長寿課 消防本部
配食サービス事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者・虚弱な高齢者のみの世帯等、食事を作ることが困難なかたに配食を行い、食生活の安定、健康維持、安否確認を行います。	介護長寿課
成年後見制度	認知症のかた等を保護するため、成年後見人が本人に代わって財産管理、介護サービス等の利用を進めます。	介護長寿課 地域包括支援センター
高齢者への虐待対応	高齢者が虐待を受けた場合に、高齢者虐待対応マニュアル等により迅速に対応します。また、一時避難が必要と判断された場合のための保護可能な環境を整備し、提供します。	介護長寿課 地域包括支援センター

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
介護予防・日常生活支援総合事業の推進	市では、市内3圏域に、生活支援コーディネーターを1名ずつ配置し、各地域における様々なネットワークの構築やサービス支援の構築に向けた取り組みを行います。	介護長寿課 社会福祉協議会 地域包括支援センター

<高齢者支援に携わる人への支援及び人材の養成>

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
紙おむつ等購入費助成事業	在宅で要介護4又は5のかたの介護をしている家族へ、市内指定販売店で紙おむつ等を購入できるクーポン券を発行することで経済的負担の軽減を図ります。	介護長寿課
家族介護教室	地域包括支援センターにおいて、在宅で介護をしている家族を対象に教室を実施し、介護技術の習得、相互の交流、心身のリフレッシュを図ります。	介護長寿課 地域包括支援センター
介護マークの配布	介護をしているかたへ介護マークを配布し、周りの人に温かく見守ってもらうことにより、介護による精神的負担を軽減します。	介護長寿課
徘徊高齢者家族支援サービス事業	概ね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を介護している家族に対し、GPS機器を貸与し、高齢者が徘徊した際に位置を検索することで早期発見につなげ、介護している家族の負担軽減を図ります。	介護長寿課
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、認知症のかたやその家族に速やかに関わり、早期に診断し、対応をします。	介護長寿課 地域包括支援センター 認知症疾患医療センター
認知症サポーターの養成	地域の住民や事業所及び市職員等を対象に認知症についての講話を行い、支援できる人材を養成します。	介護長寿課 地域包括支援センター 総務課
認知症カフェの開設	認知症のかたやその家族と、地域のかたが一緒に話をして交流できる場をつくります。	介護長寿課 地域包括支援センター

(4) 生活困窮者への対策

生活困窮者の自殺の要因については、病気等による失業、事業不振、多重債務等、様々な問題を抱えていることが多い傾向にあります。このような複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺のリスクを抱える人が少なくない実情を踏まえ、自殺を予防するために、経済や生活面等において効果的な支援の推進を図ります。

<生活困窮者に対する生きる支援>

取組項目	取組の主な内容	担当課、関連機関や団体
就学援助費に関する事務	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の費用の一部を支給します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍者、通級指導教室通級者の保護者に対し、給食費・学用品等の費用の一部を支給します。	学校教育課
生活困窮者学習支援事業	経済的な理由により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもに、居場所づくりを含む学習支援を実施します。	社会福祉課
生活保護事業	生活に困窮しているかたに対し、生活保護法による保護を実施し、自立した生活が送れるように支援に努め、個々のケースに応じて適切に対応します。また、市内を巡回し、路上生活者に対し、必要に応じて生活保護等の申請の案内を行います。	社会福祉課
自立相談サポートセンター	生活に困窮しているかたの就労の相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、職業安定所と連携し、自立の促進を図る支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会 職業安定所
納税相談	失業や病気等、やむを得ない理由で市税等を納期限までに納付することが困難なかたに納税相談を行います。	収納課
市営住宅	入居者からの相談及び入居希望者の申し込み時の聞き取りにより失業やDV等の自殺の原因となるような状況を把握した際には、適切な相談窓口につなぎます。	建築課
消費生活相談	消費生活や多重債務等の相談支援を行い、必要に応じて市無料法律相談や他の相談窓口につなぎます。	消費生活センター

第4章 計画の評価

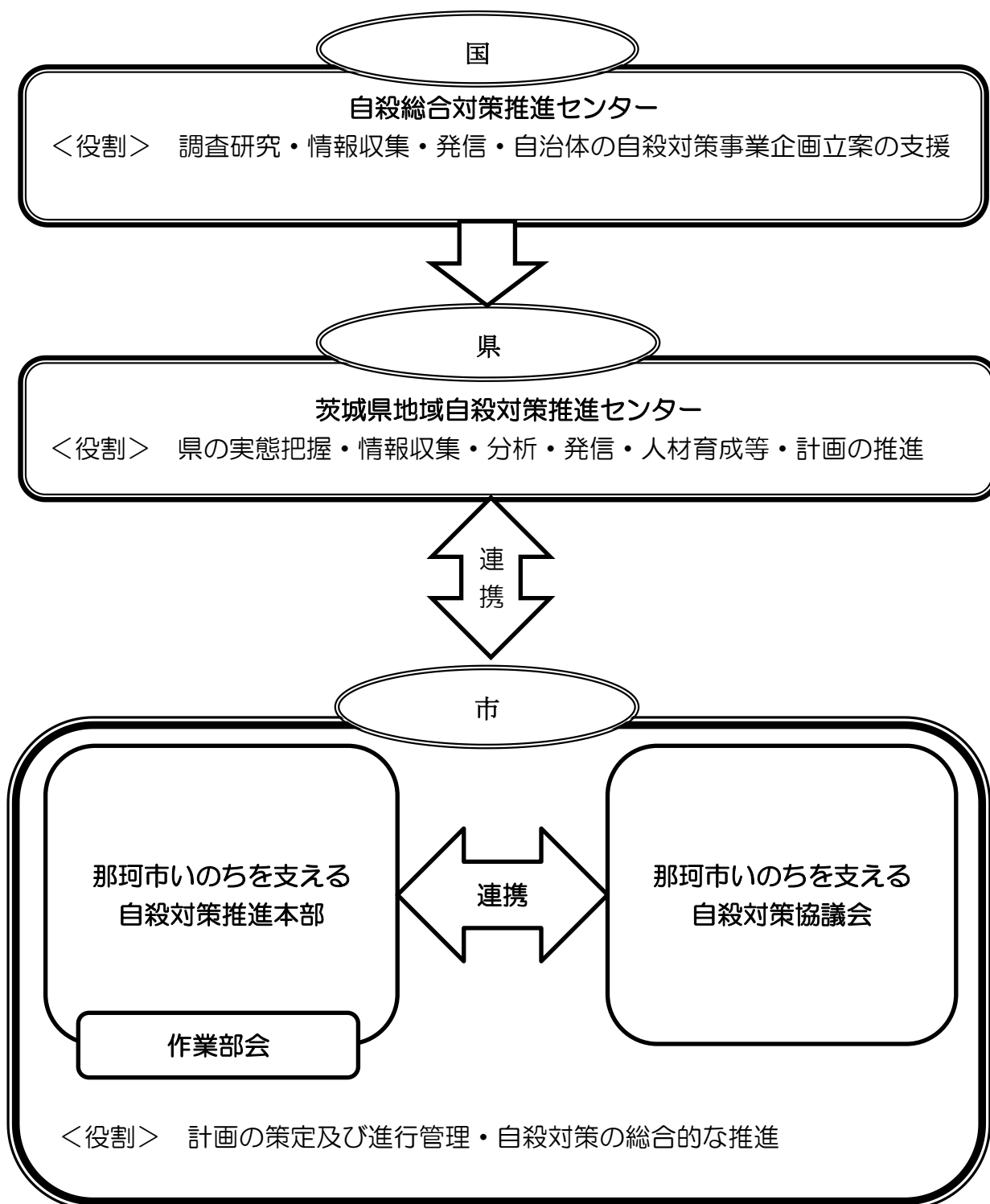
1 計画の目標数値及び評価指標

目標数値		
項目	現状値（平成28年）	目標値（令和5年）
自殺死亡率	19.8	15.0以下
評価指標		
那珂市いのちを支える自殺対策推進本部の開催	年1回	年1回以上
那珂市いのちを支える自殺対策協議会の開催	年1回	年1回以上
自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発	年2回	年2回以上
こころの健康づくり講演会開催	年1回	年1回以上
ゲートキーパー養成講座受講延べ人数（平成26年から）	232名（平成30年）	500名
悩みやストレスを感じた時に相談等をした割合	61.84%（平成30年）	75%以上

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

自殺対策を推進するため、那珂市いのちを支える自殺対策協議会、那珂市いのちを支える自殺対策推進本部、推進本部の下部組織としての作業部会を設置し、市における総合的な対策を推進します。



2 計画の進捗管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。計画の実施状況及び目標の達成状況等の把握を行い、令和5年度には最終評価を行い、次期の計画策定に生かします。

